

# 令和3年度 兵庫県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）実施要項

## 1 目的

行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を示す「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じていることから、事業所での受入が困難であったり、身体拘束や行動制限などの虐待に繋がる可能性も懸念されています。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことで、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができます。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援提供に資することを目的とし、基礎研修を実施します。

## 2 実施主体

兵庫県の委託を受けて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

## 3 研修対象者

障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害を有する児者を支援する業務に従事している者。

### 【重要】

※研修は全てオンラインでの開催となります。

※令和2年度は、受講者を決定しておりましたが、緊急事態宣言の発令により中止となりました。そのため、令和3年度は昨年度の受講決定者を優先し、受講決定を行います。

## 4 研修日程

	日 時	内 容
1日目	令和4年 1月 19日（水）	全体講義 ※受講者全員に、ご参加いただきます。
2日目	第1回 令和4年 1月 31日（月） 第2回 令和4年 2月 1日（火）	演習 ※どちらかの日程に分かれて、ご参加いただきます。

※2日目の演習日程の選択はできません。受講可能となった方は、指定された回で受講していただきます。受講決定後の日程変更はできませんので、どの日程でも受講できる前提でお申ください。

## 5 受講定員

100名（各演習50名）※先着順ではありません

## 6 修了証書の交付

(1) 全カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事の修了証書を交付します。

※ 遅刻、早退がある場合や研修受講態度が著しく不良と判断される場合は、修了証書の発行を行わない場合があります。（11その他（3）参照）

## 7 受講費用

6,000円

※研修にかかるオンライン設備等の費用については各自で負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

## 8 申込方法等について

- (1) 福祉のまちづくり研究所研修センターのホームページの申込フォームからお申込ください。  
※FAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受付けません。  
※申込内容に不備、虚偽のある場合は受付できません。  
※申込が完了した場合は、自動返信メールが届きます。
- (2) 申込期間（申込期間外は一切受付できません）  
令和3年11月22日（月）～令和3年12月13日（月）正午
- (3) 申し込み先
- ホームページからのネット申込のみ  
総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター  
強度行動障害支援者養成研修ページから申込  
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=25>

## 9 オンラインでの実施について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom（Web会議ツール）を活用したオンライン型受講による研修を実施いたします。
- ・オンライン研修では、オンライン接続環境を原則として、自職場にてパソコン・Webカメラ・マイク等をご用意頂きますようご協力をお願い申し上げます。（環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。）
- ・Zoomのインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は、研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご準備をお願い申し上げます。
- ・研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当と取扱させていただきます。（当方都合を除きます。）

## 10 新型コロナウイルス感染症拡大についてのお願い

新型コロナウイルス感染症にかかる、急な体調不良による受講中止、辞退の場合は、修了証書の交付は致しかねますが、受講料につきましては、受講日数により日割り計算で返金させていただきます。（但し、所属事業所等からの辞退届及び証明書等の提出が必要となります。）受講料の返金につきましても、振込手数料は返金できません。

なお、緊急事態宣言等により研修自体を中止する場合の、今後の対応につきましては、兵庫県と協議し、皆様にお知らせいたします。

## 11 その他

### (1) 本研修の位置付けについて

本研修は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成27年3月3日障発0303第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「通知」という。）に基づき実施する研修です。

通知に基づき、今年度実施予定の「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を受講するためには、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了証書が必要になります。尚、今年度、兵庫県で基礎研修、実践研修の両方を受講する予定の方は、本研修の受講決定通知書のコピーを提出することで、修了見込みとして申込みを受理することとします。詳しくは、実践研修の申込が開始された際に、実施要項をご確認ください。

## (2) 受講者の決定について

- ① 申込者多数の場合は、1事業所1名までの決定とし、申込者の資格要件、実務経験等を考慮したうえで、選考を行います。
- ② 兵庫県下の事業所を優先します。
- ③ 選考結果の理由等は一切お答えいたしません。
- ④ 受講決定後に受講者の変更はできません。
- ⑤ 受講の可否につきましては、申込の際に記入いただいた郵送物発送先住所へ発送いたします。発送日についてはホームページに掲載しますので、それ以降に不着の場合はご連絡下さい。
- ⑥ 申込用紙に記載された個人情報は名簿作成等、研修事業以外の目的には使用しません。(研修における留意事項参照)
- ⑦ 申込用紙に虚偽の内容を記載された場合は、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。
- ⑧ 令和2年度の受講決定者を優先し、受講決定を行います。

## (3) 研修受講にあたっての注意事項

- ① 研修申込にあたり、必ず研修留意事項を確認してください。
- ② 研修の全科目の講義・演習について修了した場合のみ、修了証書を交付します。
- ③ 但し、遅刻、早退がある場合及び研修受講態度が著しく不良な場合 (注1) 等については修了証書の発行を行わない場合があります。

- (注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑となる行為  
②研修の円滑な実施を妨げる行為(グループワーク等においての消極的な態度も含む)  
③研修に参加するものとして好ましくない行為(携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等)  
④研修に関するルールを守れない場合

- ④ 研修受講にあたり、配慮する必要がある場合は、申込フォームの所定の欄にその旨ご記入ください。それ以外にも、予め研修主催者に伝達すべきことがあれば、併せてご記入ください。

## 12 お問い合わせ先

ホームページは、福祉のまちづくり研究所研修センターで検索してください。

### 【研修内容・申込について】

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記URLの研修部門のお問い合わせメールにてお願ひいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi> 【担当】宮辻・梶原

### 【事業所種別・加算申請等について】(祝祭日を除く 月～金 9:00～17:00)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課 障害政策班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-341-7711 (代表) 【担当】女鹿

## 令和3年度強度行動障害支援者養成研修における留意事項

### 1. 強度行動障害支援者養成研修 基礎研修

①本研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター（以下「研修センター」という）が実施します。

### 2. 受講申込

- ①申込責任者及び申込者（受講希望者）は、福祉のまちづくり研究所 HP 内の実施要項をよく読んで理解したうえで、申込フォームから必要事項を明記してお申込みください。
- ②必ず実施要項及び本内容を確認し、申込責任者及び申込者がご了承かつ合意の上、お申込みください。
- ③入力された申込内容については、お答えしません。必要な方は各自で確認してください。
- ④申込内容の不備、虚偽があった際は、受講不可とする場合があります。
- ⑤申込が完了した場合は、記載したアドレスに自動返信メールが届きます。

### 3. 受講決定

- ①研修センターへの申込締切り後、兵庫県障害福祉課で厳正な選考の上、受講決定を行います。先着順ではありません。受講決定の詳細内容は個人情報保護の観点、公正な選考基準の観点からいかなる場合もお伝えしません。
- ②令和2年度強度行動障害支援者養成研修の受講決定者を優先し、受講決定いたします。
- ③申込締切り日後、受講可、不可にかかわらず、通知書をお送りします。通知書については、申込で記載された郵送物発送先住所に発送いたします。
- ④受講可否については、研修センターから郵送する通知書で、必ず確認してください。電話等での問い合わせにはお答えできません。
- ⑤通知書の発送については、発送日に福祉のまちづくり研究所 HP にその旨掲示します。  
発送掲示後、2週間が経過しても通知が届いていない場合はご連絡ください。
- ⑥受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても、受講者の変更、日程の変更はできません。

### 4. 受講料の支払い方法

- ①受講決定者には、受講可否通知発送時に「受講料振込み方法について」の通知をしますので、記載事項に沿って期日までに、ゆうちょ銀行の郵便払込取扱票を用いて指定口座へ振込んでください。  
領収書の発行は行いませんので、必要な方は払込受領書を各自で保管してください。
- ②振込手数料の負担をしていただきます。
- ③期日までに指定金額の入金が確認できなかった場合、受講をお断りする場合があります。
- ④やむを得ない事情で振り込み期日を過ぎる場合は、必ず担当にご連絡ください。

### 5. 受講キャンセル

- ①受講決定者が都合により辞退される場合は、速やかに研修センターの担当へ連絡してください。
- ②既に振込んでいる場合、受講決定通知に記載している期限内のキャンセルであれば、受講料を払戻します。  
ただし返金は振込み手数料の差額分となります。
- ③受講決定通知に記載している期限後又は研修中にキャンセルした場合、返金はできません。資料の送付は行いません。

### 6. 研修時間

- ①研修プログラムの詳細は、受講決定者にお知らせします。
- ②毎回の受付時に出席確認のため受講決定通知書の確認を行います。
- ③研修会場の都合により、受付時間等が変更することがあります。
- ④進行の状況により、終了時刻が遅くなる場合があります。

### 7. 研修開催方法

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom（Web会議ツール）を活用したオンライン型受講によ

る研修を実施いたします。

- ②オンライン研修では、オンライン接続環境を原則として、自職場にてパソコン・Web カメラ・マイク等をご準備いただきますようご協力をお願い申し上げます。(環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。)
- ③Zoom のインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は、研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご準備をお願い申し上げます。
- ④研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当と取扱させて頂きます。(当方都合を除きます。)

## 8. 研修時の遅刻・早退及び欠席

- ①修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講することが必要となります。
- ②原則遅刻・欠席・早退の場合、研修の修了証の発行はできません。時間に余裕をもって ZOOM に入室してください。
- ③遅刻や欠席の場合は、研修当日の 8 時 45 分以降～研修開始時間の間に必ず電話にて研修センターまで連絡してください。

## 9. 研修の変更及び中止

- ①天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も、研修開始時間の約 3 時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。ただし、やむを得ない状況によりアップロードできない場合は、この限りではありません。  
(福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス) <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/>
- ②警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス等でご確認ください。

## 10. 新型コロナウイルス感染症予防における取り決め

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修を変更、中止する場合があります。変更、中止につきましては、兵庫県担当課と協議したうえで決定します。
- ②やむを得ず研修中止となった場合は、受講料を日割りで返金いたします。ただし、申し込み時の振込手数料等は返金できません。尚、変更や研修開催後に中止となった場合は、この限りではありません。
- ③研修開催後に中止となった場合、修了証書を交付できない場合があります。
- ④研修変更及び中止の案内は、福祉のまちづくり研究所ホームページの最新 NEWS に掲載します。  
隨時、確認してください。
- ⑤新型コロナウイルス感染症にかかる急な体調不良による受講中止、辞退の場合は修了証の交付は致しかねますが、受講料につきましては、受講日数により日割り計算で返金させていただきます。(但し、所属事業所等から辞退届及び証明書等の提出が必要となります) また、受講料の返金につきましても、振込手数料は返金できません。

## 11. 修了証

- ①全プログラム修了者に対して、修了証を郵送します。
- ②修了証には受講申込書に記載している氏名・生年月日を印字します。そのため受講申込書の氏名及び生年月日は間違いないように正確にご記入ください。
- ③研修センターは修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課へ通知します。
- ④次の場合修了証を交付できないことがあります。
  - (1) 受講申込書の記載内容に虚偽があった場合
  - (2) 「実施要項」及び「研修における留意事項」の記載内容に違反又は逸脱した場合
  - (3) 欠席、遅刻、早退、長時間の離席等があった場合(やむを得ない場合を除く)
  - (4) 研修の目的が達成されないと判断された場合(研修態度が好ましくない等)

## 12. 個人情報の取り扱い

- ①お預かりした個人情報は以下の目的にのみ使用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修・セミナー等のご案内の送付、その他、県、研修センターが必要と判断したもの

②お預かり個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者の受講履歴や資格取得等の情報は、受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師、同研修受講者等（研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります）

③その他

必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

### 13. 知的財産権及び使用権

①申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。

(1) 研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者に帰属する

(2) 知的財産の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止する

(3) 研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影もしくは録音を禁止する

（演習の成果物等、講師の許可がある場合は可）

②研修資料、教材等の使用権を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

### 14. 受講中の事故等についての対応

①不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。

②受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。

### 15. 相談窓口

ホームページは、[福祉のまちづくり研究所研修センター](#)で検索してください。

#### 【研修内容・申込について】

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願ひいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】宮辻・梶原

#### 【事業所種別・加算申請等について】（祝祭日を除く 月～金 9:00～17:00）

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課 障害政策班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL: 078-341-7711（代表）【担当】女鹿